

寄附行為

財団法人 漁港漁場漁村技術研究所

財団法人 漁港漁場漁村技術研究所寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人漁港漁場漁村技術研究所（英文ではThe Japanese Institute of Technology on Fishing Ports, Grounds and Communities 略称 J I F I C）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区内神田1丁目14番10号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、漁港施設の建設、漁場及び漁村環境の整備に係る科学技術に関する調査、研究及び開発並びにその成果の普及啓発を行うことにより、その科学技術の発達を図り、もって機能性と安全性を備えた漁港の建設、漁場と豊かな漁村の整備を推進し、我が国水産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁港の建設、漁場及び漁村の整備に係る科学技術に関する次に掲げる調査、研究及び開発
 - ア 計画立案技術及び計画評価技術に関する調査、研究及び開発
 - イ 設計技術、施工技術及び管理運営技術に関する調査、研究及び開発
 - ウ 防災技術に関する調査、研究及び開発
- (2) 漁港、漁場及び漁村の整備事業の実施に関する調査及び研究
- (3) 漁港の建設、漁場及び漁村の整備に係る科学技術に関する研修
- (4) 漁港の建設、漁場及び漁村の整備に係る科学技術に関する海外との交流及び協力
- (5) 前各号に掲げる事業に関する国内外の情報及び資料の収集、分析、整理、頒布及び交換

- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助会費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録中に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、当該事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金をすることができる。

2 この法人が資金の借入をしようとするときは、前項の一時借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告書及び収支計算書等)

第13条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の書類及び監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 15人以上21人以内(理事長、専務理事及び常務理事を含む)
- (5) 監事 2人以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員 の 任 期)

第17条 役員 の 任 期 は、2年 と する。た だ し、再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 又 は 増 員 に よ る 役 員 の 任 期 は、前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する。

(任 期 満 了 又 は 辞 任 の 場 合)

第18条 任 期 満 了 又 は 辞 任 に よ り 退 任 し た 役 員 は、そ の 後 任 者 が 就 任 す る ま で は そ の 職 務 を 行 っ て 居 る も の と する。

(解 任)

第19条 役 員 は、こ の 法 人 の 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 を し た と き そ の 他 特 別 の 事 由 が あ る と き は、理 事 会 及 び 評 議 員 会 の 議 決 を 経 て、解 任 す る こ と が で き る。こ の 場 合、議 決 の 前 に 理 事 会 及 び 評 議 員 会 に お い て 弁 明 の 機 会 を 与 え る も の と する。

(役 員 の 報 酬)

第20条 役 員 は、無 報 酬 と する。

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、常 勤 の 役 員 に は、理 事 会 の 議 決 を 経 て、報 酬 を 支 払 う こ と が で き る。

(顧 問)

第21条 こ の 法 人 に、顧 問 を 置 く こ と が で き る。

2 顧 問 は、理 事 会 の 承 認 を 得 て、学 識 経 験 者 の う ち か ら、理 事 長 が 委 嘱 す る。

3 顧 問 は、こ の 法 人 の 運 営 に 関 す る 重 要 事 項 に つ い て、理 事 長 の 諮 問 に 応 ず る。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理 事 会 は、理 事 を も っ て 構 成 す る。

2 監 事 は、必 要 に 応 じ、理 事 会 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

(招 集)

第23条 理 事 会 は、理 事 長 が 招 集 す る。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。
- 4 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の2分の1以上から、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、理事に通知していなければならない。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支計算
- (3) その他この法人の運営に関する重要事項

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

- 2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに、この法人に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において、選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席理事(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員40人以上50人以内を置く。

2 評議員は、漁港の建設、漁場及び漁村の整備に関する学識経験者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第17条から第20条までの規定は、評議員について準用する。この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、理事長の付議する事項について審議し、又は理事長に対して意見を述べることができる。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。

5 理事及び監事は、評議員会に出席して、意見を述べることができる。

(規定の準用)

第32条 第23条第5項及び第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」に、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第33条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 この法人の目的に賛同し、理事長が別に定める様式により、申込書を理事長に提出したものは、理事会の承認を得て、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、理事会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、この法人が発行する資料等の配布を受けるほか、理事長が適当と認める場合には、この法人の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の事由の一に該当するときは、この法人を脱退する。

(1) 賛助会員から退会の申出があったとき

(2) 破産宣告を受けたとき

(3) 解散

- (4) 賛助会費を引き続き2年以上納入しないとき
 - (5) 理事長が除名を適当と認めたとき
- 5 既納の賛助会費は、賛助会員脱退の場合においてもこれを返還しない。

第8章 事務局等

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け及び閲覧)

第36条 理事長は、主たる事務所にこの寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) 役員の履歴書並びに評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号まで及び第13条第1項の書類については、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(解散)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第39条 この法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の法人に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可の日（昭和57年9月13日）から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可の日から、昭和58年3月31日までとする。

附 則（平成4年6月29日）

この寄附行為の変更は，農林水産大臣の認可の日（平成4年6月29日）から施行する。

附 則（平成7年10月20日）

この寄附行為の変更は，農林水産大臣の認可の日（平成7年10月20日）から施行する。

附 則（平成10年11月6日）

この寄附行為の変更は，農林水産大臣の認可の日（平成10年11月6日）から施行する。

附 則（平成11年8月5日）

この寄附行為の変更は，農林水産大臣の認可の日（平成11年8月5日）から施行する。

附 則（平成15年8月12日）

この寄附行為の変更は，農林水産大臣の認可の日（平成15年8月12日）から施行する。

役員報酬規程

財団法人 漁港漁場漁村技術研究所

財団法人漁港漁場漁村技術研究所役員報酬規程

平成 1 4 年 4 月 1 日 制定

平成 1 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 1 8 年 4 月 1 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、財団法人漁港漁場漁村技術研究所の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(種 類)

第 2 条 役員は、年俸とする。

(支 給 日)

第 3 条 役員は、毎月 1 7 日とする。ただし、支給日が休日又は金融機関の休日にあたる時は、その前日(その日が休日等にあたる時は、さらにその前日)とする。

(年 俸)

第 4 条 役員は、次に掲げる額を基準とする。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 . 理事長 | 1 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 . 専務理事 | 1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 3 . 常務理事 | 1 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |

2 前条の常勤役員は、その年の理事会で承認するものとする。

3 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が離職したときは、その日までの報酬を支給する。

5 役員が死亡したときは、死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(通 勤 手 当)

第 5 条 役員は、職員給与規程第 9 条の 1 の規定に準じて支給する。

(非 常 勤 役 員 手 当)

第 6 条 非常勤役員手当の支給が必要な場合、その額及び支給方法については理事長が別に定める。

(実 施 細 目)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

役員退職慰労金算定基準

財団法人 漁港漁場漁村技術研究所

財団法人漁港漁場漁村技術研究所役員退職慰労金算定基準

平成 3 年 4 月 1 日 制定

平成 1 7 年 4 月 1 日 一部改正

(総 則)

- 1 財団法人漁港漁場漁村技術研究所(以下「研究所」という。)の役員(常勤役員に限る。以下同じ)に対する退職慰労金の算定に関しては、この基準によるものとする。

(退職慰労金の支給者)

- 2 この基準による退職慰労金は、役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職慰労金の算定方法)

- 3 退職慰労金の額は、退職日における役員の年俸の 1 2 分の 1 の額に、その者の年令毎の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 6 1 才の誕生日までの勤続期間 1 カ月につき

100 分の 15

(2) 6 1 才の誕生日の翌月から 6 6 才の誕生日までの勤続期間
1 カ月につき

100 分の 12.5

(3) 6 6 才の誕生日の翌月から 7 1 才の誕生日までの勤続期間
1 カ月につき

100 分の 10

(退職慰労金の支給制限)

- 4 退職慰労金は、7 1 才の誕生月の翌月からの勤続期間については、支給しない。

(勤続期間の計算)

- 5 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

- 6 前項の在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(遺族の範囲及び順位)

- 7 2 の退職慰労金の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程第 8 条の規定を準用する。

(災害補償)

8 役員が職務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、職員就業規則第 40 条の規定を準用する。

(その他)

9 この基準に定めるもののほか、退職慰労金の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

10 この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。